

# 公益社団法人 大分県柔道整復師会定時総会

## 令和 6 年度 事業計画

1. 大分県知事等との協定に基づく柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進による医療保険制度の円滑な運営に関する事業
    - (1) 医療保険受領委任制度推進により医療保険制度の適正かつ円滑な運営を組織的に支援し被保険者の保護を図り、県民の公衆衛生の向上に資する取り組みをする。
    - (2) 医療保険受領委任制度の適正な運営に協力するため全国健康保険協会大分支部柔道整復施術療養費審査委員会・大分県国民健康保険等柔道整復療養費審査員会に協力する。柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会に協力する。
    - (3) 本会保険部会の内部審査機関（毎月 1 回開催）を設けて療養費申請書の点検整備と適正な保険請求のための指導を行う。
    - (4) 医療保険取扱いの I T 化を図る。（オンライン化に協力する。）
    - (5) 保険取扱い事務者の研修会を行う。
  2. 柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及発展に関する事業
    - (1) 生涯学習の実施を推進する。（公益大分若手塾等）
    - (2) ボランティア活動の実施を推進する。
    - (3) 優秀会員、特に本会に功績があった会員の表彰を行う。
    - (4) 学術研究会誌を発行する。
- 2-2. 柔道整復師の医学的研究に関する事項

(1) 日本柔道整復接骨医学会(東京)、公益社団法人日本柔道整復師会九州学術大会(佐賀)に参加する。

(2) 医師と連携をとり、無血整復の指導会を開く。

(3) 学術資料及び情報の収集を行い資料の充実をはかる。

(4) 地域会員を中心とした巡回研修・研究会を行い、地域医療を確保する。

### 3. 県民の心身の健全な発展・健康の維持増進に関する事業

(1) 県民の体位向上に関する事業を行う。

(2) 地域柔道スポーツ少年団育成のための指導者養成並びに会員による柔道大会を行い柔道精神の<sup>かんよう</sup>涵養に努める。

(3) 大分県整骨旗争奪少年柔道大会を開催する。

(4) 指導・審判・救護の実践教育として柔道大会に派遣する。

(5) 健康増進と専門技術普及のため地域住民に開放した講演会を開催する。

(6) 地域社会への開放を含めた会館の有効活用を行う。

### 4. 高齢者の福祉サービスの充実に関する事業

(1) 市町村総合事業、サロン事業等で高齢者の自立支援のための機能訓練指導を支援する人材を育成する。

### 5. 介護保険法に基づく、居宅介護支援事業及び地域支援事業に関する事業

(1) 地域包括ケアシステムの整備に積極的関与のもと、患者・利用者の視点に立って専門職としての体制を構築する。

(2) 介護保険制度改正に係る「新たな地域支援事業」介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の推進に協力する。

6. 柔道整復術を活かした災害時等における救護活動に関する事業
  - (1) 大分県災害ボランティア活動に協力、会員の研修を行う。
  - (2) 大分県と災害・防災に関する協定を締結し災害時の役割を明確にする。
  - (3) 災害救助・救急活動の講習会を開催、一般に公開する。
7. 柔道整復師並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発に関する事業
  - (1) 学識経験者を講師に招き、講演会を開催し、人格識見の向上に努める。学術研修会を年に3回程度開催する。
  - (2) 各種会議・学会の内容を周知せしめるための伝達講習会を行う。
  - (3) 柔道整復専門学校に役員のパ遣を行い、学生に対し医療としての理解を高めるための説明・教育を行う。
  - (4) 柔道整復専門学校優秀卒業生の表彰を行う。
  - (5) 卒後臨床研修・臨床実習指導者研修会等に協力する。
8. 県民の健康・保健・福祉のための普及活動に関する事業
  - (1) 地域社会への情報提供のため広報誌を発行する。
  - (2) 広報誌を通じて地域社会へ健康・保健・福祉のための情報を広く一般に発信する。
  - (3) 健康・保健・福祉等に関する情報の収集及び提供を行う。
  - (4) 新感染症、その他の感染症の予防及び発生を国及び地方自治体と相互に連携し予防また、まん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
9. 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
  - (1) 会員の業務経営について調査、研究し、その充実向上をは

かる。

- (2) 税務に関する実態調査及び研究を行う。
- (3) 柔道整復師賠償責任保険・所得補償保険、団体生命保険等を拡充し、推進する。
- (4) 全国国民年金基金に協力する。
- (5) 日本柔道整復師協同組合の活動に協力する。
- (6) 大分県柔道整復師協同組合の活動に協力する。
- (7) 会報を発行する。

#### 10. その他本会の目的達成のため必要な事業

- (1) 災害の被災者に対する救護・支援活動を推進する。
- (2) 公益活動の実施に向け医療人として慈善事業の推進をはかる。
- (3) 会員の加入促進をはかる。
- (4) 入会案内を推進する。
- (5) ホームページや SNS を通じて柔道整復師の活動を広く一般に発信する。
- (6) 事務内容の整備と強化を行い IT 化を推進する。
- (7) 法制研究会を行う。
- (8) 柔道整復師団体間の協調をはかる。
- (9) 組織機構・諸規定の見直し検討を行う。
- (10) 日本柔道整復師会並びに各県柔道整復師会との連携をはかり国民医療に寄与する。
- (11) 会館補修等の整備に取り組む。

# 令和6年度 収支（損益）予算書 案

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公益社団法人大分県柔道整復師会（一般会計）（単位：円）

科 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増 減
会費収入	23,000,000	25,000,000	-2,000,000
入会金	300,000	250,000	50,000
事業収入総会	1,700,000	1,700,000	0
事業収入会館貸付	1,600,000	1,600,000	0
受取利息	700	400	300
寄付金（会館積立）	950,000		950,000
諸収入	1,800,000	2,081,500	-281,500
繰入金	0	0	0
事業活動収入計	29,350,700	30,631,900	-1,281,200
給料手当	400,000	410,000	-10,000
福利厚生	50,000	80,000	-30,000
会議費	20,000	20,000	0
旅費交通	200,000	130,000	70,000
通信運搬	250,000	200,000	50,000
減価償却費	220,000	180,000	40,000
消什備品	100,000	100,000	0
消耗品費	120,000	90,000	30,000
修繕費	50,000	5,000	45,000
印刷製本	80,000	50,000	30,000
水道光熱	60,000	70,000	-10,000
保険料	90,000	90,000	0
諸謝金	120,000	90,000	30,000
租税公課	60,000	60,000	0
諸費	60,000	60,000	0
管理費計	1,880,000	1,635,000	245,000
管理費差引後金額	27,470,700	28,996,900	-1,526,200
給与	3,400,000	3,700,000	-300,000
雑給	1,500,000	900,000	600,000
福利厚生費	400,000	700,000	-300,000

会議費	400,000	500,000	-100,000
旅費交通	11,000,000	9,200,000	1,800,000
通信運搬	2,100,000	2,600,000	-500,000
減価償却費	2,000,000	2,000,000	0
消什備品	900,000	900,000	0
消耗品費	900,000	900,000	0
修繕費	50,000	50,000	0
印刷製本	500,000	700,000	-200,000
水道光熱費	550,000	640,000	-90,000
賃借料	100,000	450,000	-350,000
保険料	700,000	440,000	260,000
諸謝金	1,250,000	1,250,000	0
租税公課	500,000	550,000	-50,000
諸費	1,000,000	1,500,000	-500,000
事業活動支出額	27,250,000	26,980,000	270,000
事業活動収支差額	220,700	2,016,900	-1,796,200
固定資産取得支出（維持管理費）	0	0	0
法人税等	200,000	350,000	-150,000
投資活動支出計	200,000	350,000	-150,000
当期収支差額	20,700	1,666,900	-1,646,200
次期繰越収支差額	20,700	1,666,900	-1,646,200